

第 10 部 手術

通則

再製造単回使用医療機器使用加算

21 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、再製造単回使用医療機器（特定保険医療材料に限る。）を手術に使用した場合に、再製造単回使用医療機器使用加算として、当該特定保険医療材料の所定点数の 100 分の 10 に相当する点数を当該手術の所定点数に加算する。

150444590 再製造単回使用医療機器使用加算（冠状静脈洞型） 514 点
150444690 再製造単回使用医療機器使用加算（房室弁輪部型） 932 点
150444790 再製造単回使用医療機器使用加算（心腔内超音波プローブ（標準型）） 2,090 点

施設基準 4141 再製造単回使用医療機器使用加算

[対応内容]

1. 関連チェックを行います。
対象となる特定器材の算定コードの入力が必要です。
算定コードの入力がない場合は警告メッセージを表示します。

皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）

150452710 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）（長径 4 cm 以上）（6 歳未満） 5,010 点

皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）

150452810 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外・長径 6 ～ 12 cm）（6 歳未満） 4,160 点
150452610 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外・長径 12 cm 以上）（6 歳未満） 8,320 点

慢性膿皮症手術

- 1 単純なもの 4,820 点
- 2 複雑なもの 8,320 点

150445210 慢性膿皮症手術（単純） 4,820 点
150445310 慢性膿皮症手術（複雑） 8,320 点

骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

- 1 2 センチメートル以内のもの 15,000 点
- 2 2 センチメートルを超えるもの 21,960 点

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200 点を所定点数に加算する。

150445410 骨悪性腫瘍類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（2 cm 以内） 15,000 点
150445510 骨悪性腫瘍類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（2 cm 超） 21,960 点
150445670 フュージョンイメージング加算（骨悪性腫瘍等ラジオ波焼灼療法） 200 点

施設基準 4121 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法

大腿骨遠位骨切り術

大腿骨遠位骨切り術 33,830 点

150445710 大腿骨遠位骨切り術 33,830 点

関節鏡下半月板制動術

関節鏡下半月板制動術 21,700 点

150445810 関節鏡下半月板制動術 21,700 点

関節鏡下肩関節授動術

関節鏡下肩関節授動術（関節鏡下肩腱板断裂手術を伴うもの） 54,810 点

150445910 関節鏡下肩関節授動術（関節鏡下肩腱板断裂手術を伴う） 54,810 点

肩甲骨烏口突起移行術

肩甲骨烏口突起移行術 27,380 点

150446010 肩甲骨烏口突起移行術 27,380 点

関節鏡下肩関節唇形成術

1・2 （略）

3 関節鏡下肩甲骨烏口突起移行術を伴うもの 46,370 点

150446110 関節鏡下肩関節唇形成術（関節鏡下肩甲骨烏口突起移行術を伴う） 46,370 点

人工股関節置換術

人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの） 43,260 点

150446210 人工股関節置換術（手術支援装置を用いる） 43,260 点

施設基準 4122 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）

緊急穿頭血腫除去術

緊急穿頭血腫除去術 10,900 点

150446310 緊急穿頭血腫除去術 10,900 点

施設基準 4123 緊急穿頭血腫除去術

脳硬膜血管結紮術

脳硬膜血管結紮術 82,730 点

150446410 脳硬膜血管結紮術 82,730 点

経皮的脳血栓回収術

経皮的脳血栓回収術 33,150 点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関との連携体制の確保により区分番号 A205-2 に掲げる超急性期脳卒中加算の届出を行っている他の保険医療機関の救急患者について、経皮的脳血栓回収術の適応判定について助言を行った上で、当該他の保険医療機関から搬送された当該患者に対して、経皮的脳血栓回収術を実施した場合は、脳血栓回収療法連携加算として、5,000 点を所定点数に加算する。ただし、脳血栓回収療法連携加算を算定する場合は、

区分番号 A205-2 に掲げる超急性期脳卒中加算は算定できない。

150446570 脳血栓回収療法連携加算 5,000 点

施設基準 4124 脳血栓回収療法連携加算

ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術

ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術 52,600 点

150443150 ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術 52,600 点

150452550 口腔粘膜組織採取（ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植） 910 点

毛様体光凝固術

1 眼内内視鏡を用いるもの 41,000 点

2 その他のもの 5,600 点

150446710 毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いる） 41,000 点

150446810 毛様体光凝固術（その他） 5,600 点

施設基準 4125 毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）

経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術

1 頭蓋底郭清、再建を伴うもの 110,950 点

2 その他のもの 60,000 点

150446910 経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（その他） 60,000 点

内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型（前彎矯正術）

内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型（前彎矯正術） 29,680 点

150447010 内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型（前彎矯正術） 29,680 点

内視鏡下鼻中隔手術Ⅳ型（外鼻形成術）

内視鏡下鼻中隔手術Ⅳ型（外鼻形成術） 46,070 点

150447110 内視鏡下鼻中隔手術Ⅳ型（外鼻形成術） 46,070 点

頭頸部悪性腫瘍光線力学療法

頭頸部悪性腫瘍光線力学療法 22,100 点

150447210 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法 22,100 点

施設基準 3798 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法

乳房切除術

乳房切除術 6,040 点

注 遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行う場合は、遺伝性乳癌卵巣癌症候群乳房切除加算として、8,780 点を所定点数に加算する。

150447370 遺伝性乳癌卵巣癌症候群乳房切除加算 8,780 点

乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として） 15,000 点

注 1 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200 点を所定点数に加算する。

注 2 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算 1 として、5,000 点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

注 3 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 として、3,000 点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

150447470 フュージョンイメージング加算（乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法） 200 点

胸腔鏡下肺切除術

1 肺嚢胞手術（楔けつ状部分切除によるもの） 39,830 点

2 部分切除 45,300 点

3 区域切除 72,600 点

4 肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもの 81,000 点

150447610 胸腔鏡下肺切除術（区域切除）（内視鏡手術用支援機器使用） 72,600 点

150447710 胸腔鏡下肺切除術（肺葉切除又は 1 肺葉超）（内視鏡手術用支援機器） 81,000 点

施設基準 4129 胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は 1 肺葉を超えるものに限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術

1～3 （略）

4 気管支形成を伴う肺切除 107,800 点

5 肺全摘 93,000 点

150447810 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺全摘） 93,000 点

肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

1 2センチメートル以内のもの 15,000 点

2 2センチメートルを超えるもの 21,960 点

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200 点を所定点数に加算する。

150447910 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内） 15,000 点

150448010 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm超） 21,960 点

150448170 フュージョンイメージング加算（肺悪性腫瘍等ラジオ波焼灼療法） 200 点

施設基準 4130 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法

喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術

喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの） 153,330 点

150448210 喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施） 153,330 点

心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術

1 単独のもの

イ 胸腔鏡下によるもの 90,600 点

ロ その他のもの 60,600 点

2・3 (略)

150448310 心腫瘍摘出術（単独）（胸腔鏡下） 90,600 点

150448410 心腔内粘液腫摘出術（単独）（胸腔鏡下） 90,600 点

150448510 心腫瘍摘出術（単独）（その他） 60,600 点

150448610 心腔内粘液腫摘出術（単独）（その他） 60,600 点

胸腔鏡下弁置換術

1 1 弁のもの 115,500 点

2 2 弁のもの 130,200 点

注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の 100 分の 50 に相当する点数を加算する。

150448710 胸腔鏡下弁置換術（1 弁）（内視鏡手術用支援機器使用） 115,500 点

150448810 胸腔鏡下弁置換術（2 弁）（内視鏡手術用支援機器使用） 130,200 点

施設基準 4131 胸腔鏡下弁置換術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

心房中隔欠損作成術

1 経皮的心房中隔欠損作成術

イ ラッシュキンド法 16,090 点

ロ スタティック法 16,090 点

2 (略)

注 (略)

150448910 心房中隔欠損作成術（経皮的心房中隔欠損作成術（スタティック法）） 16,090 点

胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術

胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術 69,130 点

150449010 胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術 69,130 点

施設基準 4132 胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術

血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）

1 止血術 26,570 点

2 (略)

3 門脈塞栓術（開腹によるもの） 27,140 点

4 その他のもの 20,480 点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

150449110 血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（門脈塞栓術（開腹）） 27,140 点

腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術

腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術 16,660 点

150449210 腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術 16,660 点

腹腔鏡下骨盤内臓全摘術

腹腔鏡下骨盤内臓全摘術 168,110 点

150449310 腹腔鏡下骨盤内臓全摘術 168,110 点

骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

1 2センチメートル以内のもの 15,000 点

2 2センチメートルを超えるもの 21,960 点

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200 点を所定点数に加算する。

150449410 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内） 15,000 点

150449510 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm超） 21,960 点

150449670 フュージョンイメージング加算（骨盤内悪性腫瘍等ラジオ波焼灼療法） 200 点

施設基準 4133 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法

腹腔鏡下胃縮小術

1 スリーブ状切除によるもの 40,050 点

2 スリーブ状切除によるもの（バイパス術を併施するもの） 50,290 点

150449710 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除）（バイパス術を併施） 50,290 点

施設基準 3388 腹腔鏡下胃縮小術 且つ

4492 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）（バイパス術を併施するもの）

肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）

1・2 （略）

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200 点を所定点数に加算する。

150449870 フュージョンイメージング加算（肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法） 200 点

肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

1・2 （略）

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200 点を所定点数に加算する。

150449970 フュージョンイメージング加算（肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法） 200 点

腹腔鏡下膵中央切除術

腹腔鏡下膵中央切除術 88,050 点

150450010 腹腔鏡下膵中央切除術 88,050 点

施設基準 4134 腹腔鏡下痔中央切除術

内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

1・2 (略)

注 1・2 (略)

注 3 病変検出支援プログラムを用いて実施した場合は、病変検出支援プログラム加算として、60 点を所定点数に加算する。

150450170 病変検出支援プログラム加算（内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術） 60 点

腹腔鏡下直腸切除・切断術

1 切除術 75,460 点

2 低位前方切除術 83,930 点

3 超低位前方切除術 91,470 点

4 経肛門吻合を伴う切除術 100,470 点

5 切断術 83,930 点

注 1 1 から 3 までについては、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470 点を所定点数に加算する。

2 側方リンパ節郭清を併せて行った場合であって、片側のみに行った場合は、片側側方リンパ節郭清加算として、4,250 点を、両側に対して行った場合は、両側側方リンパ節郭清加算として、6,380 点を所定点数に加算する。

150450210 腹腔鏡下直腸切除・切断術（超低位前方切除・内視鏡手術用支援機器） 91,470 点

150450310 腹腔鏡下直腸切除・切断術（経肛門吻合伴う・内視鏡手術用支援機器） 100,470 点

施設基準 3632 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡支援機器）

腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

1 2センチメートル以内のもの 15,000 点

2 2センチメートルを超えるもの 21,960 点

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200 点を所定点数に加算する。

150450410 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm以内） 15,000 点

150450510 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（2cm超） 21,960 点

150450670 フュージョンイメージング加算（腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法） 200 点

施設基準 4135 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法

膀胱結石、異物摘出術

1・2 (略)

3 レーザーによるもの 11,980 点

150450710 膀胱結石摘出術（レーザーによるもの） 11,980 点

150450810 膀胱異物摘出術（レーザーによるもの） 11,980 点

腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）

腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ） 39,280 点

150450910 腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ） 39,280 点

施設基準 4136 腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）

尿道狭窄グラフト再建術

尿道狭窄グラフト再建術 50,890 点

150451010 尿道狭窄グラフト再建術 50,890 点

施設基準 4137 尿道狭窄グラフト再建術

精巣温存手術

精巣温存手術 3,400 点

150451110 精巣温存手術 3,400 点

施設基準 4138 精巣温存手術

腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術

腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術 20,500 点

150451210 腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術 20,500 点

経尿道的前立腺切除術（高圧水噴射システムを用いるもの）

経尿道的前立腺切除術（高圧水噴射システムを用いるもの） 18,500 点

150451410 経尿道的前立腺切除術（高圧水噴射システムを用いる） 18,500 点

女子外性器悪性腫瘍手術

1・2 （略）

注 放射性同位元素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、女子外性器悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算として、3,000 点を所定点数に加算する。

150451570 女子外性器悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 3,000 点

施設基準 4139 女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算

腹腔鏡下腔断端挙上術

腹腔鏡下腔断端挙上術 43,870 点

150451610 腹腔鏡下腔断端挙上術（内視鏡手術用支援機器使用） 43,870 点

施設基準 4140 腹腔鏡下腔断端挙上術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術

1 （略）

2 組織切除回収システム利用によるもの 6,630 点

3 （略）

150451710 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術（組織切除回収システム利用） 6,630 点
150451810 子宮内膜ポリープ切除術（組織切除回収システム利用） 6,630 点

体外受精・顕微授精管理料

1・2 （略）

注 1・2 （略）

注 3 新鮮精子を使用して体外受精又は顕微授精を実施した場合は、新鮮精子加算として、1,000 点を所定点数に加算する。

150451970 新鮮精子加算 1,000 点

採取精子調整管理料

採取精子調整管理料 5,000 点

150452010 採取精子調整管理料 5,000 点

施設基準 3864 生殖補助医療管理料 1
3860 生殖補助医療管理料 2

精子凍結保存管理料

1 精子凍結保存管理料（導入時）

イ 精巣内精子採取術で採取された精子を凍結する場合 1,500 点

ロ イ以外の場合 1,000 点

2 精子凍結保存維持管理料 700 点

注 1については、精子の凍結保存を開始した場合に算定し、2については、精子の凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結精子の保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1回に限り算定する。

150452110 精子凍結保存管理料（導入時・精巣内精子採取術で採取の精子を凍結） 1,500 点

150452210 精子凍結保存管理料（導入時・イ以外） 1,000 点

150452310 精子凍結保存管理料（精子凍結保存維持管理料） 700 点

施設基準 3864 生殖補助医療管理料 1
3860 生殖補助医療管理料 2

切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算

切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算 5,190 点

150452410 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算 5,190 点